

令和 7 年度
上平保育所のしおり
重要事項説明書



上 尾 市 立 上 平 保 育 所

上尾市大字西門前 498 番地の 1

TEL 048-775-7047

FAX 048-775-3858

目次

概要	P1
沿革	P1
クラス編成	P1
ようこそ保育所へ(上尾市立保育所の理念・基本方針・保育目標)	P2
上平保育所の保育目標・保育内容	P3～4
0歳児デイリープログラム	P5
1・2歳児デイリープログラム	P6
3・4・5歳児デイリープログラム	P7
年間行事予定	P8
保育時間・延長保育・延長保育(延長保育料が発生する場合)の手続きについて	P9～10
紙おむつ等サブスクサービスについて	P10
幼児教育・保育の無償化及び給食費(主食・副食費)の実費徴収について	P11
ICTシステム(コドモン)の導入について 写真販売について	P12
慣れ保育について	P13
持ち物について	P13
服装について	P13
保育所との連絡について	P13
土曜保育について	P13
送迎について	P14
届出について	P14
集金について	P14
保育所給食について	P15
給食の献立について	P15
食材喫食チェック表について	P15
食器について	P15
家庭でのお願い	P15
食物アレルギーの対応について	P15

健康管理について	P16
予防接種のお願い	P17
保育所とくすり	P18
子どもがかかりやすい感染症	P19～21
災害時の対応について	P22
風水害等の災害時における臨時休園の基準について	P23～24
病児・病後児保育について	P25
休日保育について	P26
保育計画	P27
職員の研修について	P27
絵本の貸出について	P27
保育所児童保育要録について	P27
児童虐待について	P28
安全について	P28
子育て支援	P28
電話相談	P28
ビデオ・写真撮影について	P29
意見、要望について	P29
保育所の自己評価	P29
個人情報保護について	P29
赤ちゃん駅の設置について	P29
変更事項届出一覧表	P30
「災害共済給付制度」について	P31
上平保育所駐車場利用のきまり	P32～33
上平保育所おさんぽマップ	P34

概 要

所 在 地 上尾市西門前498番地の1

開設年月日 昭和53年4月1日

構 造 鉄筋コンクリート造り 平屋建て

規 模 敷地面積 2080.38㎡
建物面積 732.28㎡
保育室(7)事務室,保健室兼(1)調理室(1)休憩室(2)

定 員 110名

対象年齢 生後6ヶ月より就学前

保育時間について

曜日	朝の延長保育	通常の保育時間	夕方の延長保育
月～金	7:00～8:30	8:30～16:30	16:30～19:00
土	7:00～8:30	8:30～12:00	12:00～18:00

沿 革

上平保育所は、昭和53年4月1日に市内で16番目の保育所として定員80名で開所しました。北上尾駅東口から徒歩約20分の場所にあります。

静かな田園地帯が広がり、畑やブドウ、キウイフルーツ等の果樹園が多く点在する、緑豊かな自然環境の中にあります。子どもたちを温かく受け入れてくれる地域の人たちに支えられ、身近に園外保育を親しんでいます。自然の花や草、木、虫等にも触れ、感性を豊かに育てると共に意欲的に行動できる健康な身体作りの保育を心がけています。

クラス編成 (令和7年4月1日現在)

クラス名	あり	ほたる	こおろぎ	とんぼ	せみ	ちょうちょ
年令	0才	1才	2才	3才	4才	5才
人数	5人	17人	16人	20人	19人	20人
職員数	2人	5人	3人	2人	2人	2人

職員体制 (令和7年4月1日予定)

所長	1人	用務員	4人
主任保育士	1人	非常勤給食調理員	2人
保育士	16人	事務員	1人
看護師	1人	短時間保育士	6人
給食調理員	2人	延長保育パート	10人

ようこそ保育所へ

保育所は保護者の就労、病気や出産などのため、家庭で保育できない保護者にかわって子どもを保育することを目的としています。乳幼児期は人間形成の基礎を築く大切な時期です。上尾市立保育所では、家庭や地域社会と連携を密にし、保護者とともに安全で情緒の安定した生活が出来る環境の中で、一人ひとりの人権を尊重し、心身ともに健康で豊かな人間性を持った子どもに育てていきます。また、乳幼児などの保育に関する相談や助言など、地域に根ざした子育てに努めます。

上尾市立保育所の理念・基本方針・保育目標

保育理念

- 1 すべての児童が、心身ともに健やかに育成されるよう努める。
- 2 すべての児童の生活を等しく保障し愛護する。
- 3 保護者とともに、すべての児童を心身ともに健やかに育成する。

基本方針

- 1 乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であり、人として生きる力を養います。
- 2 子どもが健康、安全で、情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動することにより、健全な心身の発達を図ります。
- 3 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成します。
- 4 保護者と密接な連携をとり、保育の内容等が保護者の理解と協力が得られるよう努め、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視した保護者支援を行います。
- 5 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たします。

保育目標

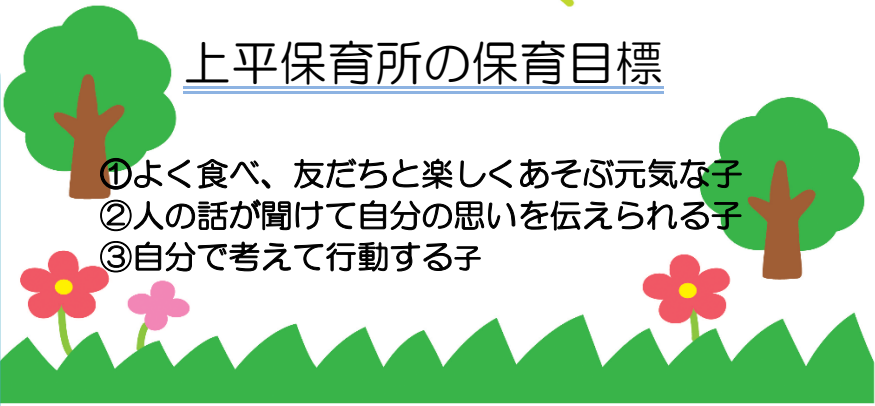
- 1、心身ともに健康な子
養護される中で、基本的な生活習慣を身につけた健やかな子
友だちと一緒に様々な運動や遊びをする子
- 2、自分を大切に 友だちも大切にできる子
子ども同士の関わりを深め、いのちを大切にし、思いやりやいたわりの気持ちのある子
自分とは異なる文化を持った様々な人に関心を持ち、仲良くできる子
- 3、安定した環境の中で考え、働きかけていける子
安心できる環境の中で、自分で物事を考えられる子
いろいろな遊びを通して、安全や危険を学んでいける子
- 4、何事にも関心を持ち、意欲的に遊べる子
自然や身近な物に関心を持ち、それを遊びに取り入れ、作ったり工夫したりできる子
友だちと協力して、見通しを持った遊びや生活ができる子
- 5、自己表現のできる子
自分の意見をはっきり言い、相手の意見も受けいれられる子
様々な体験を通して、感性と創造力の豊かな子

保育内容

食事

心も身体も成長する子どもだからこそ、食事をバランス良く楽しく食べる事が大切です。朝食はその日の原動力です。朝食をとらないと、動く力がなくなり、遊べずに午前中が過ぎてしまいます。楽しい1日を過ごす為に朝ご飯をしっかり、食べましょう。保育所の給食は、おいしさと安全性を重視し手作りをしています。お友だちと一緒に食べることで、苦手な食べ物も少しずつ食べられるようになっていきます。箸の使い方、食事前の手洗い等、マナーも身につけていくよう指導しています。子どもに合わせた離乳食、食物アレルギーの除去食等、必要な子どもへの食事は保護者と話し合いながら進めています。

上平保育所の保育目標

- 
- ①よく食べ、友だちと楽しくあそぶ元気な子
 - ②人の話が聞けて自分の思いを伝えられる子
 - ③自分で考えて行動する子

排泄

排泄の自立は年齢により異なります。大きい子は自分からトイレに行けるようにトイレの使い方、手洗いを日常生活の中で繰り返して自立につなげています。

薄着

保育所では日頃から、出来る限り薄着で過ごす事を習慣づけています。子どもは大人よりも体温が高く新陳代謝が活発なことから、薄着で過ごすことで体温調節の働きが良くなり、皮膚や粘膜が鍛えられ、風邪をひきにくい身体になります。「大人より1枚少なく」が、目安です。

素足

保育所では年齢や一人一人の健康状態に配慮しながら、四季を通じて、素足で過ごします。素足で過ごすことで運動能力の基礎となる蹴る力がつき、身体全体のバランス感覚、瞬発力等が培われます。又「土踏まず」が発達し、歩く、走る、跳ぶ、蹴る、登る等の動作が上手になります。

散歩

四季折々の自然の中を散歩し草花をつんだり、虫や小動物に触れたりして豊かな情操を育てていきます。散歩の中で足腰も鍛えられ、体力もつきます。

仲間づくり

子どもたちは遊びを通してお友だちに興味や関心が出てきます。時にはけんになることもあります。相手の痛みを感じ思いやりの心、やさしさ等、人間関係の基礎となる力を育んでいます。

睡眠

子どもは寝ている間に成長すると言われていますように、十分な睡眠が必要です。夜睡眠中、成長に必要なホルモンが分泌され、明け方には出なくなります。日中摂った食事が眠っている間に身体や脳を作っていきます。早寝早起きは子どもの成長にとって、とても大切です。

絵を描く・つくる

楽しく遊んだり、経験したことを子どもたちは絵にしていきます。その絵には楽しい話・経験がたくさんつまっています。また、散歩で見つけた自然物やいろいろな素材などを使って作ることを楽しんでいます。

リズム、歌

0～5才までの子どもの発達段階を基本にしてリズム遊びを行っています。ピアノや歌に合わせて、身体を動かし表現することで、柔軟な身体や豊かな表現力が養われます。歌は四季折々のうた、わらべうた等を歌い、子どもの心を豊かに育てます。

絵本、紙芝居

子どもの想像力を豊かに養い育てます。繰り返しの言葉、大人のやさしい語りかけから言葉を自然に覚え、感情を豊かにしていきます。

水・砂・泥

子どもたちの大好きな水、砂、泥は変化する素材として遊びを広げています。手指・足腰・身体全体を使って、友だちと一緒に夢中になって遊ぶ中で考える力や集中する力が育ちます。



0 歳児 デイリープログラム《保育所の 1 日》

時間	子どもの活動	備考
7:00	延長保育・順次登所・あいさつ・あそび	健康観察 引継ぎ
8:30	担任とあいさつ おむつ替え あそび（室内・外）	明るい挨拶を心がけています。 健康観察 散歩、リズム、積み木、絵本、室内遊具、手遊びなどで楽しみます。 月齢に合わせた手作り離乳食です。 安心した環境の中で、眠ること、食べることを大切にしています。
9:00	おてふき おやつ、水分補給 授乳	
9:30	おむつ替え あそび（室内・外）	
11:00	おむつ替え おてふき	
12:00	給食、水分補給、 ※沐浴	
14:45	おむつ替え、お昼寝 めざめ	
15:00	おむつ替え おてふき	
15:30	おやつ、水分補給 あそび（室内・外）	
	順次降所	
16:30	延長保育 水分補給 おむつ替え	健康観察 遅番へ引継ぎ お知らせなど、遅番職員からお伝えする場合があります。
18:00	水分補給	
19:00	全員降所	

※ 保育内容については、保育所保育指針の五領域に沿った活動を行っています。

※ 水分補給等は随時行っています。

※ 土曜日は活動内容が平日と多少異なります。

※ 0 歳児のおむつ替えは、一人ひとりの排泄の様子によって随時行っています。

※ 沐浴は夏季と必要なときに行います。

※ 延長保育時間内の授乳は一人ひとりの状況に合わせて行います



1・2 歳児 デイリープログラム《保育所の 1 日》

時間	子どもの活動	備考
7:00	延長保育・順次登所・あいさつ・あそび	健康観察 引継ぎ
8:30	担任とあいさつ あそび（室内・外）	明るい挨拶を心がけています。 健康観察 散歩、リズム、積み木、絵本、遊具、手遊びなどで楽しめます。 旬の食材を使った手作り給食です。 おやつも手作りメニューが豊富です。
9:00	手洗い おやつ、水分補給	
9:30	あそび（室内・外）	
11:00	排泄、手洗い	
11:15	給食、水分補給、	
12:00	排泄、お昼寝準備 お昼寝	
14:45	めざめ	
15:00	手洗い おやつ、水分補給	
15:30	あそび（室内・外） 順次降所	健康観察 遅番へ引継ぎ お知らせなど、遅番職員がお伝えする場合があります。
16:30	延長保育 あそび	
18:00	水分補給	
19:00	全員降所	

※ 保育内容については、保育所保育指針の五領域に沿った活動を行っています。

※ 水分補給等は随時行っています。

※ 土曜日は活動内容が平日と多少異なります。



3・4・5歳児 デイリープログラム《保育所の 1 日》

時間	子どもの活動	備考
7:00	延長保育・順次登所・あいさつ・あそび	健康観察 引継ぎ
8:30	担任とあいさつ	明るい挨拶を心がけています。健康観察
9:00	あそび（室内・外） クラス別活動 かたづけ	歌、散歩、リズム、 砂遊び、制作、鬼ごっこ等友だちと楽しく遊びます。
11:20	手洗い、水分補給	旬の食材を使った 手作り給食です。
11:30	給食準備、給食	
12:30	お昼寝準備 お昼寝	おやつも手作り メニューが豊富です。
14:45	めざめ	
15:00	手洗い おやつ、水分補給	
15:30	あそび（室内・外） 順次降所	
16:30	延長保育 あそび	健康観察 遅番へ引継ぎ
18:00	水分補給	お知らせなど、遅番職員 がお伝えする場合があります。
19:00	全員降所	

※ 保育内容については、保育所保育指針の五領域に沿った活動を行っています。

※ 水分補給等は随時行っています。

※ 土曜日は活動内容が平日と多少異なります。



年間行事予定

保護者参加の行事（★） 保育所だけの行事（☆）

月	行 事
4	入所式★ 杉の子総会（書面にて） クラス懇談会★
5	内科健診☆ こどもの日集会☆ 以上児親子交流会★
6	プール開き☆ 歯科健診☆ クラス懇談会★ 夏まつり★
7	七夕集会☆
8	夏期保育期間があります
9	お月見☆
10	運動会★ 芋掘り☆
11	歯科健診☆ 懇談会★ 卒園遠足☆ 内科健診☆ 未満児親子交流会★ 公開保育
12	餅つき☆ お楽しみ会☆
1	総合避難訓練☆
2	節分☆ 保育の報告会★
3	ひなまつり☆ お別れ会☆ 卒園式★ 年度末協力保育日

（毎月の行事）

誕生会 避難訓練（地震、火災） 身体測定（0,1,2才児）

（隔月）

身体測定（3,4,5才児）

（その他の行事）

支援センター交流保育 つくし学園交流 園庭開放 観劇
危機管理訓練（不審者侵入、園外保育中行方不明訓練、園内行方不明訓練他）

（クラス懇談会・個別懇談・保育参加）

- ・ クラス懇談会は年3回（クラスの状況に合わせて日程決定）予定。
クラスの状況に合わせて懇談がクラス、グループ、個別と変わります。
- ・ 保育参加は前もっての連絡が必要ですが、保護者の希望で受け付けております。
（実施期間：5月中旬～2月上旬）予定
※行事は予定で感染症の状況等をみながら判断致します。

保育時間

曜日	朝の延長保育	通常の保育時間	夕方の延長保育
月～金	7:00～8:30	8:30～16:30	16:30～19:00
土	7:00～8:30	8:30～12:00	12:00～18:00

- ※ **延長保育**を希望する場合は、保育所に延長保育申請書を提出し、承認を受けてください。なお、**満6か月未満の乳児は8：30～17：00までの利用となります。**
- ※ 認定区分に伴う最大利用時間を越えた延長保育の利用については、延長保育料が発生します。（詳細は次の項目をご覧ください。）
- ※ 勤務が休みの日は、延長保育は利用できません。通常の保育時間内（8:30～16:30）で送迎してください。
- ※ 保育所の1日（デイリー・プログラム）は別紙のとおりです。
（[P5～P7](#) をご覧ください）

延長保育

認定区分に伴う最大利用時間を超える利用について、以下のとおり延長保育料を設定いたします。

1. 延長保育の設定について

	保育標準時間認定	保育短時間認定
利用時間 （認定区分に伴う最大利用時間）	7：30～18：30	8：30～16：30
延長保育料の対象時間	7：00～7：29 18：31～19：00	7：00～8：29 16：31～19：00
延長保育料の月額	月額2,000円	—
// 1回利用	100円	1時間につき100円

- ※ 1回利用については、朝・夕それぞれに徴収します。
- ※ 土曜保育については、これまでどおり通常保育が8：30～12：00、最大でも7：00～18：00までです。（保育標準時間認定においては、土曜の延長保育料はかかりません。また、短時間認定においては、平日の臨時延長保育と同様に延長保育料がかかります。）
- ※ 保育短時間認定で月極め利用は想定しておりません。常態として延長保育に該当するような場合は、保育標準時間認定となります。

2. 延長保育の利用について

上記の利用時間は、あくまで認定区分上の最大利用時間であり、**実際の個々のお子様の保育時間は、従来どおり保育所での延長保育の利用申請において決定する時間**となります。
したがって、保育標準時間認定になったとしても、実際に必要な時間を超えて、11時間ずっとお子様を預かるものではありません。

3. 臨時延長保育の利用について

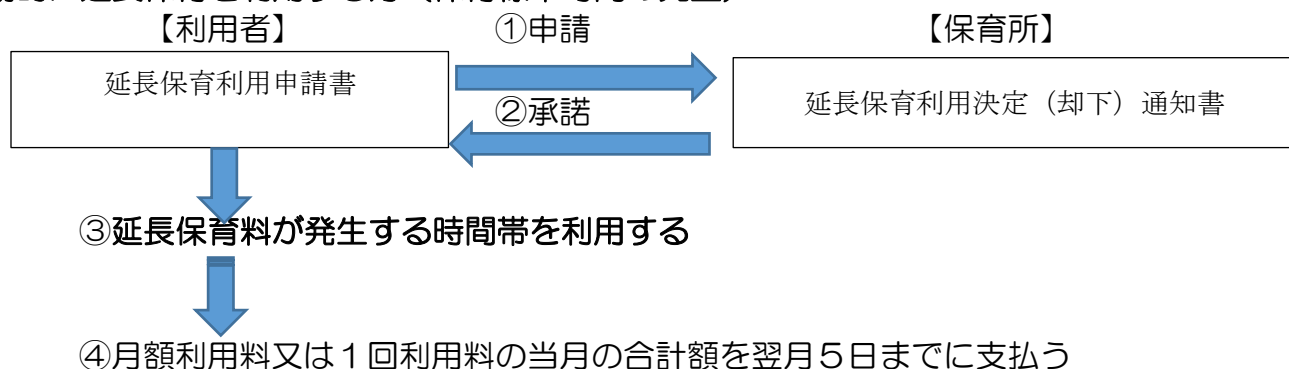
突発的な事由により、短時間認定の方が延長保育を利用される場合、または標準認定の方が延長保育利用決定時間を超えて延長保育を利用される場合は、**延長保育を利用する前に必ず保育所に連絡をお願いします。（ただし、19：00を超えての利用はできません。）**連絡がない場合は保育所から連絡を入れさせていただくこともあります。また、臨時的な利用が続く場合は、認定変更や延長保育利用変更などもお願いします。

延長保育(延長保育料が発生する場合)の手続きについて

〔令和元年 8 月以降〕

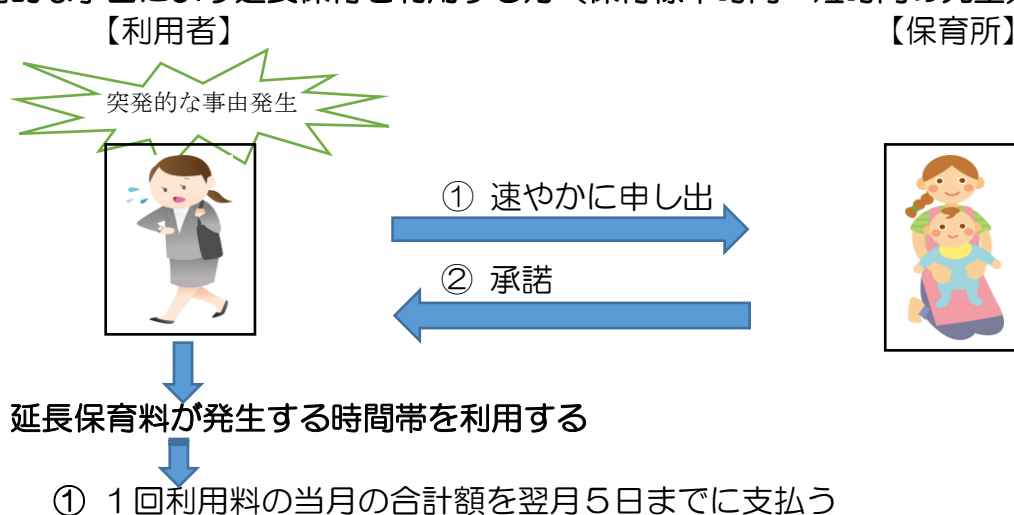
定期的な延長保育利用の方の場合

- ・定期的に延長保育を利用する方（保育標準時間の児童）



臨時延長保育利用の方の場合

- ・突発的な事由により延長保育を利用する方（保育標準時間・短時間の児童）



《 休所日 》

日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日まで。ただし、災害等で正常な保育をすることができないと市長が認めた場合は、臨時に休所することがあります。

紙おむつ等サブスクサービスについて

保護者の負担軽減等を目的として、ご家庭からオムツを持参することなく保育所が発注・保管する紙おむつとおしりふきを定額で利用できるサービス「おむつのサブスク」(希望者)を導入しております。

幼児教育・保育の無償化及び給食費(主食・副食費)の実費徴収について

令和元年10月から、保育所等では、3～5歳児クラスに在籍するお子様については、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料をお支払いいただく必要がなくなりました。また、0～2歳児クラスに在籍するお子様で、住民税非課税世帯についても、保育料が無償化となりました。

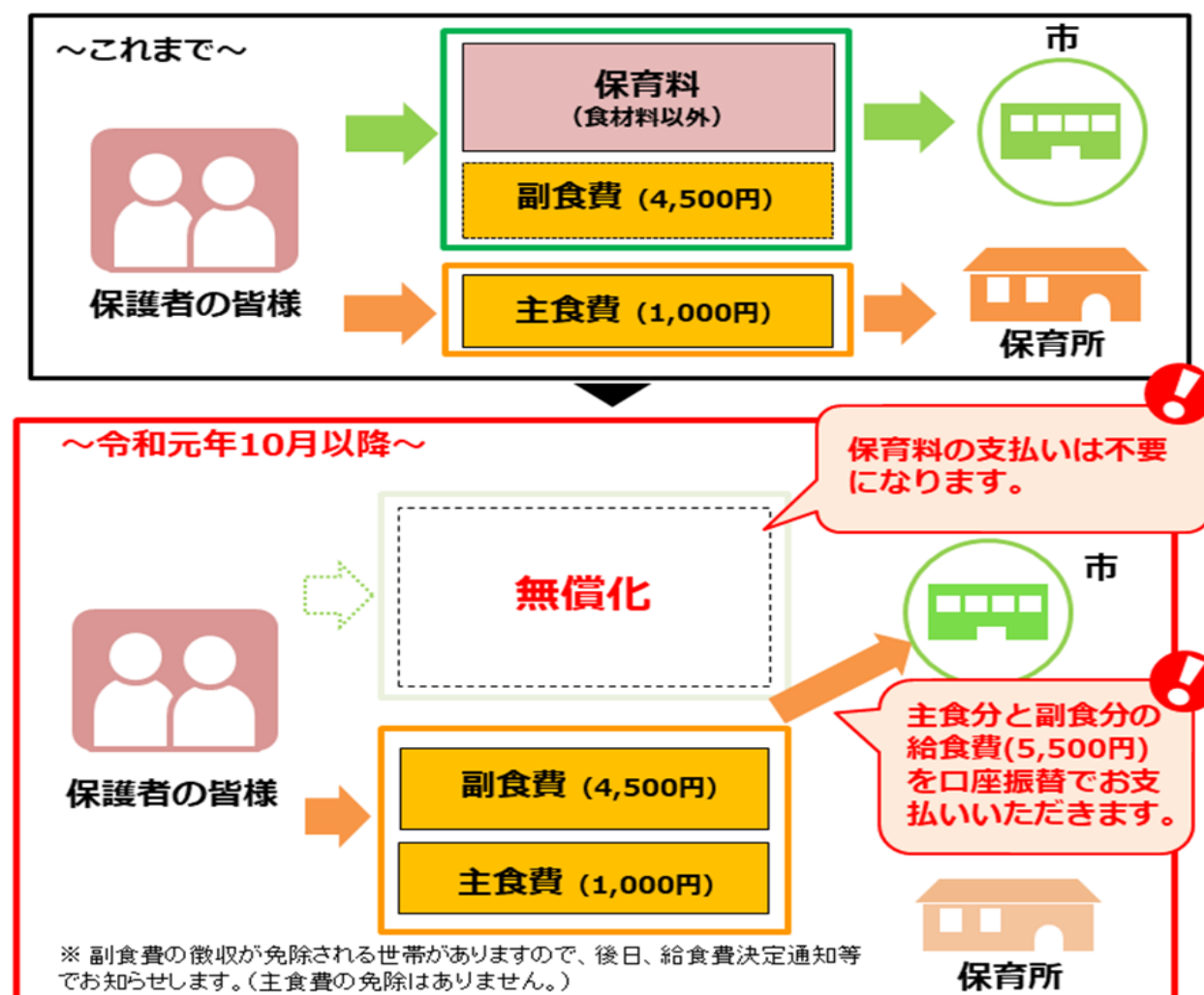
但し、3～5歳児クラスについては、主食費に加え、これまで保育料に含まれていた給食の食材料にかかる費用(副食費)については、保護者の皆様のご負担となります。

公立保育所では、主食分(1,000円)と副食分(4,500円)を併せた給食費(5,500円)をお支払いいただくことになります。

給食費は、保育料でご登録いただいている口座から振替をさせていただきます。なお通帳への印字は「保育料」となりますが、ご了承ください。(同意書に記入していただきます。)

※給食費のうち副食費の徴収が免除となる世帯がありますので、該当する方には保育課からお知らせします。(主食費の免除はありません。)

※食材発注の都合があるため、事前に欠席がわかる場合は、欠席の6日前(閉園日は除く)までに保育所長へ申し出てください。減額になる場合があります。(詳しくは保育所長までご相談ください。)



ICT システム（コドモン）の導入について

上尾市立保育所では、保護者の皆様との各種連絡・情報共有の効率や利便性を高めることを目的として、令和4年11月から保育 ICT システム「コドモン」を使用しています。利用には、保護者用スマートフォンアプリのダウンロードとお子様・保護者情報のご登録が必要となります。

【登録方法】

- 1 入所される保育所から、お子様の保護者用アプリの「ID」「パスワード」が記載された案内書を配布します。
- 2 案内書に沿って、保護者用アプリをダウンロードして下さい。
- 3 お子さまと保護者様の情報の登録をお願いします。

保護者情報の登録項目

アプリのダウンロード後、お子様の情報として「氏名」、「ふりがな」、「お誕生日」、「血液型」、「性別」の入力をお願いします。

※項目の一部は保育所側で入力済みの場合があります。「お子様のプロフィール写真」の追加は任意ですが、追加する場合は、お子様の顔が認識できる写真をお選びください。

※上記以外の項目等もアプリ上で入力可能ですが、保育所では上記項目のみ管理しますので、それ以外の項目等を入力した場合は、保護者自身が把握するための情報としてご活用ください。

アプリ利用料

無料でご利用いただけますが、アプリ利用に伴う通信料はご負担いただきます。

対応端末

スマートフォン、タブレット、パソコン

※上記をお持ちでない方、その他ご事情によりアプリのご利用ができない方は、別途保育所までご相談ください。

SNS 利用への注意

近年の情報化技術の発展により、個人に関する情報の公開は非常に慎重に行うべきで、自分以外の家族や他人の個人に関する情報を、本人の許可なく掲載することは、厳に慎まなければなりません。そのため、コドモンで得た情報や写真などを SNS 等へ投稿する行為は控えるようにご協力お願いいたします。

【各種機能】

- ・お知らせ配信機能（施設からのおたより）
- ・出欠・お迎え連絡機能（出欠・お迎えの連絡）
- ・アンケート機能（行事や懇談会などの参加希望日の集計）
- ・登降園管理システム（登降園の打刻システム）
- ・連絡帳機能（家庭での様子、園での様子を情報共有）
- ・成長の記録（身長・体重）
- ・資料室（施設からのおたよりの保管）

※アプリの各機能については別途資料にてご案内いたします。

写真販売について

オンライン写真販売サービス「そだちえ」を導入しております。
園での様子や行事の写真を閲覧・購入できます。
利用には、会員登録が必要になります。

慣れ保育について

お子様が新しい環境にスムーズに慣れるよう、入所当初の約1週間から2週間を目安に保育時間を短縮して保育を行います。お子様の状況や年齢により時間及び期間は多少異なりますので、保育所と十分話し合い、ご家族やお勤め先とよく調整していただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

持ち物について

※主な持ち物

- ・手拭きタオル 0歳児…お口拭き大きめタオル ◇月齢によって異なります。(ミルク時等)
1歳児…お口拭きタオル 3枚(生活により変化していきます)
2歳児…ループ付きタオル2枚、お口拭きタオル3枚(生活により変化していきます)
3, 4, 5歳児…ループ付きタオル 2枚(お部屋用、トイレ用)

※夕方必ず持って帰り、洗って翌日持ってくるようにしましょう。(毎日使うので洗い替えが何枚かあると良いです)

- ・着替え(上下各数組) ※着脱しにくい服(ロンパース、つりズボン、タイツなど)は避けてください
- ・汚れ物を入れる袋(スーパーの持ち手つきビニール袋で構いません)
- ・お昼寝用ベッド専用シーツ、タオルケット、毛布など
(※お昼寝用のベッドを導入しておりますので、お布団は必要ありません。)
- ・マイコップ(2~5歳児は日中の水分補給の際、マイコップを使用します)
- ・カラー帽子…1歳からは外遊びやお散歩の際、カラーの帽子を着用します。クラス毎の色指定となっております。1個目は杉の子会より500円の補助があります。2個目からは自己負担でお願いします。(購入方法は別途お知らせします)

※持ち物、衣類等については、名前をはっきり記入してください。

服装について

衣服は、清潔で活動しやすく、着脱しやすいものを着用させ、必ず名前をつけてください。なお、上記に記載しました着脱しにくい服(ロンパース、つりズボン、タイツなど)に加え、スカートやフード付き、ひも付きの服なども危険ですので避けてください。

※外遊びやお散歩時には、1歳からはクラスのカラー帽子を着用します。クラス毎の色指定となっております。1個目は杉の子会より500円の補助があります。2個目からは自己負担でお願いします。(購入方法は別途お知らせします)

保育所との連絡について

- ・コドモンにて、お子さんの健康状態をお知らせください。睡眠時間、朝食、排泄、体温を入力していただき健康状態を確認しております。お子さんの様子がいつもと違う時は必ず担任に口頭でお知らせください。
- ・保育所では、コドモンでの連絡は、**午前9時、午後2時~3時の間、午後4時**に確認いたします。
- ・欠席・遅刻は、**午前9時まで**にコドモン又は電話で必ず保育所へ連絡してください。連絡が無く登園していない場合は、電話で確認をさせていただきます。
- ・仕事や急用でお迎えが遅くなる時は、コドモン又は電話で連絡してください。**コドモンでは午後4時**までをお願いします。それ以降は電話での連絡をお願いします。
- ・園だより、クラスだより、保健だよりは毎月、保育所等からの行事やお願い、健康面のお知らせ等は、必要に応じて配信します。

土曜保育について

土曜日利用が認定されている方は、用紙をお渡しします。

仕事のため臨時で保育を希望する方は、**毎週水曜日**までに必ず担任へ申し込んでください。
合同保育になります。

尚、欠席がわかった方も早めにお知らせください。

送迎について

- ・登所はなるべく**9時**までにお願いします。
- ・送迎は保護者の責任でお願いします。やむを得ず代理の方が迎えに来られる場合は、前もって保育所へお知らせください。**(中学生以下の児童による送迎は、できません。)**
- ・登所した時は、必ずお子様を職員に託し、降所する時は、職員に声をかけてお子様をお引き取りください。
- ・保育所出入口の西門の門扉は、**必ず大人が開閉し、チェーンとノブ横の鍵を閉めて**ください。
- ・門の一步外は大通りで危険です。交通安全と防犯の為、**常に子どもと一緒に**行動してください。
- ・車で送迎の方は、地域の方や他の人に迷惑をかけないように駐車してください。
時間帯によっては、駐車場が込み合いますので、速やかな入れ替えにご協力をお願いいたします。(P32~33 参照)
- ・駐車場の混雑により**短時間認定の方は 16:30、標準時間認定の方は 18:30** を過ぎる場合は電話でご連絡ください。職員が確認をいたします。延長料金がかからない場合があります。

※車上荒らしの被害が多発しています。貴重品等は車内に置かず、必ず身につけて送迎してください。

※駐車場は送迎用しかありませんので、行事の時は徒歩か自転車か送迎でおいでください。

届出について

次の事項に該当する時は、速やかに**保育所**又は**保育課**まで届出をして下さい。

- (1) 住所や氏名が変更になった時
- (2) 勤務先が変更になった時
- (3) 世帯構成が変更になった時 (婚姻・離婚・別居など)
- (4) 税額の変更などあった時
- (5) 育児休業を取得・復帰したとき

詳しくは [P30](#) の変更事項届出一覧表をご覧ください。

集金について

- ・集金は 1 週間以内を目安に、早めの納金でお願いします。
白いポスト (保育所の集金)
赤いポスト (杉の子会費)
- ・延長保育料は打刻データを基に集計 (1 回利用の方) し、
月初めに集金します。(月額利用の方は定額の集金になります)
白いポストを利用してください。

保育所給食について

【給食内容について】

※給食の提供

	午前おやつ	昼食	午後おやつ
0, 1, 2 歳児クラス	○	○	○
3, 4, 5 歳児クラス		○	○

※0, 1, 2 歳児クラスは完全給食です。（保育料に含まれます。）

※3, 4, 5 歳児クラスも完全給食ですが、実費徴収となります。（[P11](#) 参照）

当日の給食見本（デジタルフォトフレーム）は、事務室前ベランダ側に展示しております。



給食の献立について

- ・ 献立表は、前月 25 日を目安にコドモンで配信します。
- ・ 公立保育所は統一献立になっています。（毎月 1 回、保育課栄養士、保育所長、調理担当者、保育士、看護師が給食打ち合わせ会を行い決定しています。）
- ・ 栄養のバランスをとるため、出来るだけ多くの食品を組み合わせるようにしています。
- ・ 旬の食材、行事食を取り入れています。
- ・ 薄味で自然の味を生かした調理を心がけています。

食材喫食チェック表について

- ・ 公立保育所では「安全でおいしい給食」の提供を行う中で、いろいろな食材を使用しております。安心・安全な給食を進めて行くために、実際に給食で使用している食材を載せた「食材喫食チェック表」を配布し、家庭での喫食状況も定期的に確認させていただきます。
- ・ 食材喫食チェック表はオレンジ色の表紙の「健康記録」最終ページにあります。

食器について

現在保育所では、「強化磁器・陶器」を使用しています。陶磁器は、ご家庭でも使われていることから、子どもたちも親近感と安心感をもって使用できます。陶磁器を使用することによって、食器は落とすと割れるということを理解し、物を大切にする心が育ちます。また、器をしっかり持つ、姿勢を良くするといった食事マナーが身につくようになります。

家庭でのお願い

朝食は、必ず食べてから登所させていただきますようお願いいたします。

食物アレルギーの対応について

食物アレルギーに伴い、食品の除去や緊急時に備えた処方薬の預かりが必要な場合は、お申し出ください。除去食は完全除去が基本となります。

健康管理について

保育所では、内科健診（年 2 回）、歯科健診（年 2 回）を実施します。また、身体測定（身長・体重）については、3 歳未満児は毎月、3 歳以上児は隔月に実施しています。

嘱託医の先生 内科医名 武重外科整形外科 TEL 775-0001（医師名 武重 直敏）
（予定） 歯科医名 おおば歯科医院 TEL 795-7474（医師名 大場 健）

1 コドモンの連絡帳機能でお子さんの健康状態をお知らせください。

睡眠時間、朝食、排便、体温を記入していただき健康確認をしております。

いつもとお子さんの様子が違うときは、連絡帳機能又は口頭で必ず職員にお知らせください。

2 こんな時は連絡します

発熱や嘔吐、ひどい下痢など具合が悪くなったとき、感染症が疑われるとき、あきらかにいつもの様子と違うときなどお子さんの症状によっては連絡をいたします。お迎えをお願いする場合があります。連絡先は明確にお知らせください。

3 感染症疾患が発生したとき

水痘、風疹、おたふく風邪などの感染症が発生したときは、各クラスに掲示します。また、家庭内で法定伝染病や感染症などが発症した場合は速やかに保育所に連絡してください。在園のお子さんが感染症と診断された場合はお電話にてお知らせください。（子どもがかかりやすい感染症は[P19～P21](#)をご覧ください）

4 くすりについて

原則としてお預かりすることはできません。やむを得ない場合のみ、1 回分をお預かりします。薬は、それぞれに名前をつけて与薬票に記入し、薬剤情報提供書を添えて、職員に直接渡してください。

5 予防接種について

集団生活なので、体調が良いときに予防接種を早めに受けるようにしましょう。接種した時は、担任にお知らせください。（接種日はなるべく安静にしましょう）

6 熱性けいれん、てんかん、腕が抜けやすい、アレルギー体質、小児喘息など

日常生活において、注意または配慮等を必要とすることがありましたら、所長または担任にご相談ください。

7 保育所でのケガ…急病…のとき

保護者に連絡し、医師に診てもらいます。連絡がつかない場合、その処置については医師に一任しますのでご了承ください。また、万一の事故に備えて、日本スポーツ振興センターの災害給付金制度に加入していただいています。

保育中及び登所時・降所時の子どもの事故は、この給付金制度の対象になります。掛金は市と保護者で負担しており、保護者の負担金は年間 240 円です。（[P31](#) 参照）

AED を設置してあります
職員は全員 AED の取り扱い
講習を受けています

予防接種のお願い

保育所は、免疫のない0歳から就学前の6歳までのお子さんが、集団で生活をしております。ひとは病気にかかってはじめて免疫ができますが、感染力の強いものにかかるとう重症化してしまう病気もあります。安心して保育所生活ができますよう、また、お子さんの健康を守る意味からも予防接種を受けていただくようご協力をお願い致します。

指定された予防接種は、対象年齢の間は無料で受けられます。

詳しくは保健センターにお問い合わせください。

(上尾市東保健センター 電話：048 - 774 - 1414)

受けていただきたい予防接種

四種混合

ヒブ

小児用肺炎球菌

BCG

麻疹風疹混合 (MR)

日本脳炎

水痘

B型肝炎

ロタウィルス





保 育 所 と く す り

新しい環境での生活が始まり、お子さんは精神的に不安定な状態になりがちです。熱が出たり、食欲がなくなったり、機嫌が悪くなったりします。ご家庭においても健康管理には十分気を配ってあげましょう。

保育所は、楽しく元気に遊ぶところです。
原則としてくすりはお預かりできません。



（日本保育園保健協議会では、下記の規定が示されています。これに沿って与薬致しますのでご協力をお願いいたします。）

＊お子さんのくすりは、本来は保護者が登所して与えていただくものですが、やむを得ない理由で保護者が来所できないときは、保護者と保育所で話し合いの上、保育所の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「与薬票」に必要事項を記載し、くすりに添付して職員に手渡してください。

＊くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限り、保護者の個人的な判断で持参したくすり（予防するための市販薬）は、保育所としては対応できません。また頓服薬についても判断が難しいため対応できません。
長期に続けて飲まなければならないくすりの場合はご相談下さい。



＊診察を受けるときは、保育所に通っていることを伝えてください。また保育所では原則としてくすりの使用ができないことを医師に伝えて下さい。

＊1日3回飲ませるくすりは、「朝」・「保育所から帰ってからすぐ」・「寝る前」の3回に、または「朝」と「夜」の2回にしてもらえるように医師に相談してください。

＊時間で飲ませるように指示された時（4時間おき、6時間おきなど）は、症状が重い状態なので、できるだけ家庭でゆっくり休ませるようにしてください。

【やむを得ず「くすり」を持参する場合】

- 1、必ず与薬票に記入し、処方されたくすりに添付してください。
- 2、くすりは1回ずつに分けて、袋や容器にお子さんの名前を記載して、当日分のみ職員にお渡しください。
- 3、薬剤情報提供書がある場合は、その写しを添付してください。
- 4、健康連絡ノートや口頭で、重ねてくすりがあることを必ず担任にお知らせください。
- 5、くすりは事務室で一括管理します。



※気管支拡張テープを張ってくる場合、テープに日付・お子さんの名前を記入し、健康連絡ノートに貼ってある部位を記入してください。なお、貼り替えは行いません。

子どもがかかりやすい感染症

病名	主な症状・特徴	潜伏期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	高熱、咳、鼻水、結膜充血、目やに、発しんが出る。	8～12 日	解熱後 3 日を経過していること。
インフルエンザ	突然の高熱、全身倦怠感、食欲不振、鼻水、咳、のどの痛み、関節痛、筋肉痛がある。	1～4 日	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後、3 日を経過していること。(乳幼児の場合)
風しん	発熱、発しん、リンパ節の腫れ。	16～18 日	発しんが消失していること。
水痘(水ぼうそう)	発しんは、体幹から全身に現れ水疱となり、その後かさぶたになる。	14～16 日	すべての発しんがかさぶたになっていること。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発熱、唾液腺(耳下腺・顎下腺・舌下腺)が腫れ痛む。	16～18 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが現れてから 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること。
結核	慢性的な発熱(微熱)、咳、疲れやすさ等。	3 か月～ 数 10 年	医師により感染のおそれがないと認められていること。
咽頭結膜熱(プール熱)	高熱、扁桃腺炎、結膜炎。	2～14 日	発熱、充血などの主な症状が消失した後 2 日を経過していること。
流行性角結膜炎	目が充血し、目やにが出る。	2～14 日	結膜炎の症状が消失していること。
百日咳	特有の咳(コンコン、ヒューヒュー)が特徴で長期に続く。夜間に悪化する。	7～10 日	特有な咳が消失していること又は 5 日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること。
腸管出血性大腸菌感染症(0157 等)	水様の下痢便や腹痛、血便。	ほとんどの大腸菌 10 時間～6 日 0157 は主に 3～4 日	医師において感染のおそれがないと認められていること。
急性出血性結膜炎	強い目の痛み、目の結膜の出血、目やに。	ウイルスの種類によって、平均 2 4 時間または 2～3 日と差がある	医師により感染のおそれがないと認められていること。
侵襲性髄膜菌感染症	発熱、頭痛、嘔吐。	4 日以内	医師において感染のおそれがないと認められていること。
溶連菌感染症	発熱、のどの痛み・腫れ、舌が莓状に赤く腫れる、全身に発しん。	2～5 日	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること。

マイコプラズマ肺炎	咳、発熱、頭痛などのかぜ症状が進行し、咳が長引く。	2～3 週	発熱や激しい咳が治まっていること。
手足口病	水疱性の発しんが、口の中や手足の末端にできる。	3～6 日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
伝 染 性 紅 斑 (りんご病)	発熱、倦怠感、頭痛、筋肉痛が現れ、頬が赤くなり、手足に網目状の発疹が出る	4～14 日	全身状態が良いこと。
ウイルス性 胃腸炎 ノロウイルス 感染症 ロタウイルス 感染症	嘔吐、下痢	ノロウイルス 12～48 時間 ロタウイルス 1～3 日	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること。
ヘルパンギーナ	高熱、咽頭痛、のどの奥に水疱ができ、潰瘍となる。	3～6 日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
R S ウイルス 感 染 症	発熱、鼻水、咳などかぜ症状が重症化し、ゼーゼーと呼吸が苦しくなる。	4～6 日	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと。
帯状疱疹しん	小さい水疱が神経にそった形で片側に現れる。軽度の痛み、違和感、かゆみ。	不定	すべての発しんがかさぶたになっていること。
突発性発しん	3 日間程度の高熱の後、解熱とともに発しんが出て数日で消える。	9 ～ 1 0 日	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと。
アタマジラミ症	吸血部分にかゆみ	10～30 日 卵は 7 日で孵化	駆除を開始していること。
疥癬 (かいせん)	かゆみの強い発しん、手足等に線状の隆起した皮しん。(疥癬トンネル)	約 1 か月	感染する事も考えられるため、医師において感染のおそれがないと認められていること。
伝染性軟属腫 (水いぼ)	白から淡紅色の丘しんで、大きくなると中央にくぼみがある。	2～7 週	伝染性軟属腫(水いぼ)から滲出液が出ているときは被覆すること。
伝染性 膿痂しん (とびひ)	湿しんや虫刺されなどをかきこわし、細菌感染を起こし、水ぶくれ、びらん、かさぶたができる。	2 ～ 1 0 日 長期の場合もある	病変部を医師から処方された外用薬で処置し被覆すること。
B 型肝炎	ウィルスが肝臓に感染し、炎症を起こす。	急性感染 45～160 日 (平均 90 日)	医師において感染のおそれがないと認められていること。

新型コロナウイルス感染症	発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻水、味覚異常、嗅覚異常	約 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過していること。 ※無症状の感染者の場合は、検体採取日 0 日目として、5 日を経過すること。
ヒトメタニューモウイルス感染症	咳、鼻水、発熱などから、一部、気管支炎や肺炎をきたすことがある。	4 ～ 6 日	発熱、咳などの症状が安定し、全身症状が良いこと。
デング熱	突発の発熱、頭痛、眼窩痛、筋肉痛、関節痛、発しんなど。	2 ～ 1 4 日	回復し、全身状態が良いこと。

※感染症にかかったまたはその疑いがある場合は、子どもの体調ができるだけ速やかに回復するように完治するまで休ませ、再登所する時は医師の診断に従いましょう。

災害時の対応について

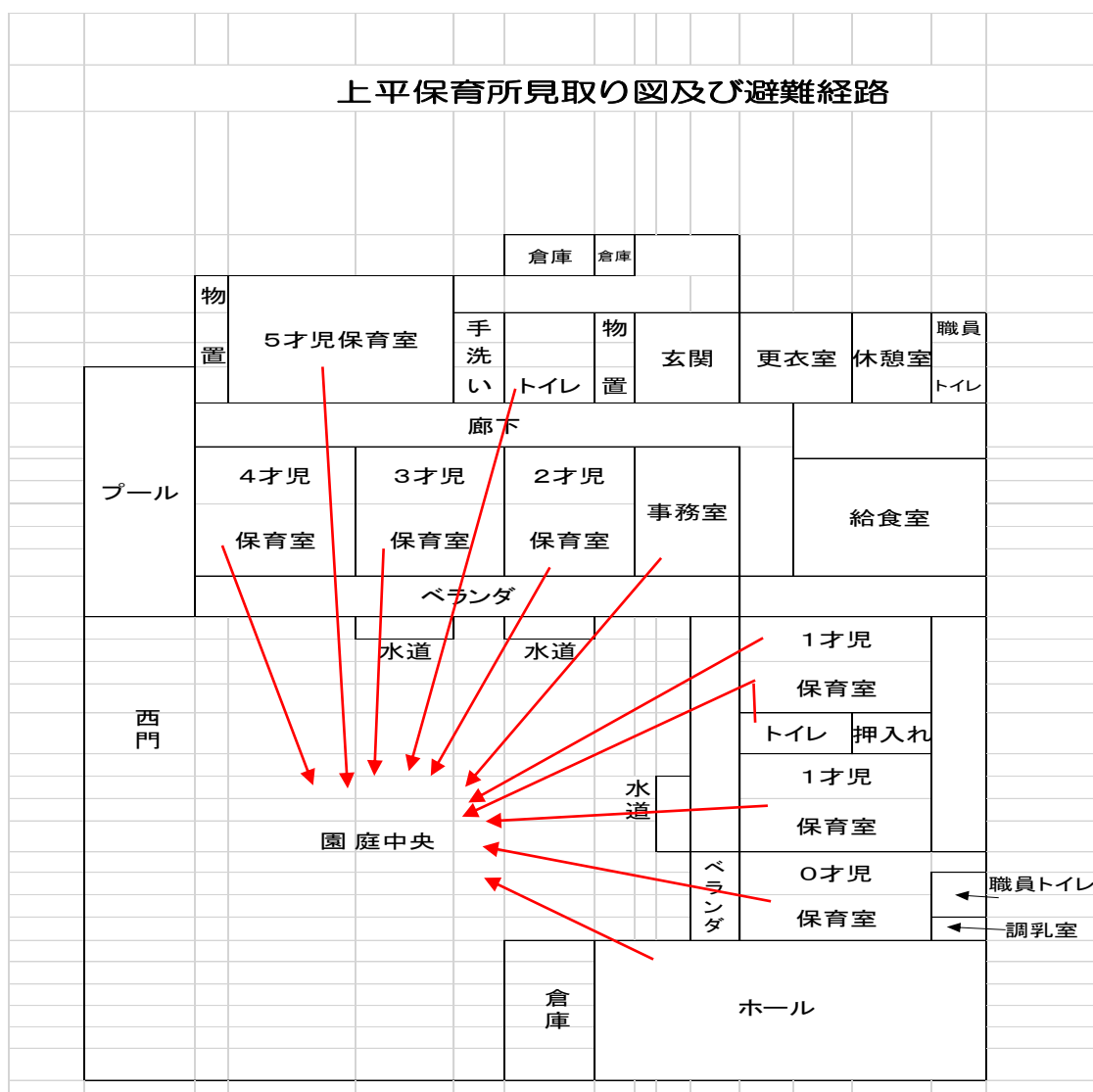
・市立保育所では、災害時情報配信は、コドモンを利用して情報を提供しています。
また、災害伝言ダイヤルの設定や避難場所についても、各保育所でお知らせします。

・地震や火災時等の災害時には上平保育所の園庭に避難し、保護者の方のお迎えをお待ちし、園庭が困難な状況になったら、上平小学校へ避難します。その時は災害用伝言ダイヤルに伝言をいれます。

第一避難場所	上平保育所	TEL	048-775-7047
第二避難場所	上平小学校	TEL	048-771-1751
	上尾市役所	TEL	048-775-5111
	保育課	TEL	048-775-5044

災害用伝言ダイヤルの使用方法（安否確認）

- ① 「171」をダイヤル
- ② 音声案内に従い「2」をダイヤル
- ③ 保育所電話番号「048-775-7047」をダイヤル
- ④ 伝言内容を聞く



風水害等の災害時における臨時休園の基準について

近年豪雨や台風など風水害による甚大な被害が発生している状況が続いており、子どもの安全を第一に考えるとともに、保護者や保育従事者などの安全も守るため、「風水害等の災害時における臨時休園の基準」を策定しております。この基準に基づき、臨時休園をする場合があります。

また臨時休園決定後に、翌日の保育の代替措置に関しても設定し、災害時において社会的要請の強い職種に限定した保育の受け入れを行います。

※詳しくは、「災害時における代替保育のご案内」をご覧ください。各保育所・保育課までお問い合わせください。

①臨時休園を行う際の判断基準

基準	防災情報発令時の対応について
対象となる施設	市内全ての認可保育施設
運用開始日	令和2年10月15日
対応方針の位置付け	風水害など予期可能な災害発生時の臨時休園の措置を明示。 (意思決定は保育実施主体である上尾市)
防災情報発令時の対応 (災害前日)	・市が警戒レベル5相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・市が警戒レベル4相当の自治体防災情報「避難指示(緊急)」・「避難勧告」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・JR東日本が翌日の計画運休を発表した場合は、市が決定のうえ休園する。 ※いずれの場合も休園決定後に、翌日の保育の代替措置の申請受付を行う。
防災情報発令時の対応 (災害当日)	・市が警戒レベル5相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・市が警戒レベル4相当の自治体防災情報「避難指示(緊急)」・「避難勧告」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・警戒レベル3相当の自治体防災情報「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、各園で判断し、市に連絡したうえで、休園・降園する。 ※これ以外の場合でも、浸水想定区域に指定されている保育施設は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。

◇自治体防災情報発令時以外の対応について

・市は、災害前日にJR東日本の計画運休が発表された場合も休園の措置をとる。

・浸水想定区域に指定されている保育施設(畔吉、ころぼっくる第二、泉の森、つつじが丘)は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。

②保育の代替措置

項目	内容
代替保育の実施	・市内の全ての認可保育施設に対して、災害前日に市が臨時休園を決定した場合のみ実施する。
保育の代替施設	上尾市立原市保育所（定員 10 名） 上尾市立上尾西保育所（定員 10 名）
代替保育の申込受付	・災害前日の臨時休園決定後、代替施設において、申込受付を行う。 ※災害当日の申込受付は行わない。 ※定員に達した時点で締め切る。 ※前日の臨時休園の判断が日曜日、祝日になる場合は、事前受付ができないため、翌日の代替保育は実施しない。
代替保育の対象	・災害発生状況下で仕事をしなければならない「防災関係者（消防署、自衛隊、避難所設置に携わる公務員）」や「医療関係者」、「警察官」、24 時間体制の「高齢者施設」、「障害者施設」に勤務されている方で、いずれもご夫婦で勤務しなければならない家庭やひとり親家庭とする。 ※なお、災害時でも送迎ができる家庭に限る。
代替保育の要件	・事前に市保育課に登録している子ども ※事前の登録は毎年必要となります。
対象年齢	・1 歳児クラス在籍児童～
保育時間	・8 時 30 分～17 時 00 分
持参するもの	・弁当、おやつ、水筒、着替え（おむつ）、汚れもの入れ用ビニール袋、バスタオル お昼寝用シーツ、上掛け など
その他	・災害状況によっては、保育の代替措置を実施しない場合もある（前日判断）。



病児・病後児保育について

上尾市では、病気のお子さんを保護者の方に代わって保育する病児・病後児保育を行っています。現在病児・病後児保育室2ヶ所、病後児保育室2ヶ所合計4か所の施設があります。病気の症状(急性期、回復期)によって、実施施設が異なります。

※詳しくは、「病児・病後児保育事業のお知らせ」をご覧ください。各保育所・保育課までお問い合わせください。

(病児・病後児保育施設)

医療機関併設のため、病気の急性期から回復期までお預かりできます。

※開設日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後6時
8時30分には、医師の診断があります。

かわかみこどもクリニック《オープンセサミ》

- ・上尾市藤波 3-187 TEL：048-789-3116
- ・受入年齢：生後6ヶ月から

さくらクリニック 《どんぐりルーム》

- ・上尾市大字上尾村 542-1 TEL：048-871-8630
- ・受入年齢：生後6ヶ月から

(病後児保育施設)

保育園併設のため、看護師が常駐し、病気の回復期のお子様をお預かりします。

※開設日時：月曜日～金曜日 8：00～18：00

ころぽっくる保育園 《たんぽぽ》

- ・上尾市小泉 5-7-4 TEL：048-771-2701
- ・受入年齢：生後7ヶ月から

ゆうゆうくじら保育園《くじらのおうち》

- ・上尾市原市 3870-1 TEL：048-721-3781
- ・受入年齢：生後2ヶ月から

※病後児保育、病児保育(有料)を利用する為には、登録が必要です。

※祝日・年末年始・診療がない日は休みです。

※利用定員は各施設4人までです。

休日保育について

上尾市では、私立保育園 2 か所（保育園アミ・クレイシュ、うぐす保育園上尾春日）で休日保育を実施しています。対象児童は 1 歳児クラス（4 月 1 日時点で満 1 歳以上）から小学校就学前までの児童です。

（利用できる曜日と時間）

曜日：日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日。ただし年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く。

時間：（保育標準時間認定の場合）午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分まで
（保育短時間認定の場合） 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

※日曜から土曜日までの 1 週間において、平日及び土曜日の利用と合わせ、6 日間の利用の範囲に限ります。休日保育を利用した場合は、平日 1 日保育所はお休みしていただくようになります。

（利用料）通常保育の保育料に含まれます。

（定員） 10 名

（利用方法）実施保育園に直接登録申請をしてください。その際、勤務証明書が必要となります。

利用登録・利用予約・お問い合わせ

保育園 アミ・クレイシュ

・上尾市浅間台 1-18-30 TEL 048-777-0234

うぐす保育園 上尾春日

・上尾市春日 1-21-7 TEL 048-770-0880

※詳しくは「休日保育ご案内」をご覧ください。

急病の時

小児科・内科・外科（休日のみ）
（平日夜間、日曜日、祝日）

東保健センター 3F
（平日夜間・休日急患診療所）

上尾市緑ヶ丘 2-1-27

TEL 774-2661

もしもの時

（お医者さんに行くべきか迷ったらまず相談）

埼玉県の救急電話相談 #7119 （24 時間対応年中無休）

ダイヤル回線・IP 電話・PHS・都県境の地域でご利用の場合は

TEL 048-824-4199

保育計画

保育所は保育所保育指針のもと、上尾市の全体的な計画・食育計画を作成をしています。また全体的な計画に基づき、年間指導計画・月案・日案を立て、計画的な保育を実施しています。

職員の研修について

保育所に求められている質の高い保育、多様な保育ニーズへの対応、子育て支援サービスに、職員の自己学習や保育活動での経験及び研修を通して深められた知識や技術並びに人間性が実践として活かされるよう、仕事での研修、又、個人で休暇を利用した研修等に積極的に参加し、自己研鑽に努めています。

公の主催研修

市役所主催研修、保育課主催全体研修、保育内容別研修、県主催研修、県保育士会研修、県南部地区研修、社会福祉協議会研修等

保育所学習会

安全委員会事例検討会、救急法、自主学習会

その他

全国で行われる研修

専門家による巡回相談

年数回専門家が保育所を巡回し、保育方法のアドバイスを受け、実践に役立てています。

絵本の貸出について

- ・各クラス・事務所横の絵本コーナー、あっぴいぶっくるの絵本は借りることができます。（借りる方法は各コーナーに掲示。）

***あっぴいぶっくる**…上尾市では、子どもたちに本を読んでほしいという考えのもと、平成 25 年度からは小中学校、平成 29 年度からは市立保育所・市立幼稚園を対象に実施することになりました。（上尾市子ども読書活動支援センター）

保育所児童保育要録について〈小学校との連携・接続期プログラム〉

保育所保育指針の改正により、平成 21 年度から、すべての保育所入所児童について、保育所から就学先となる小学校へ、子どもの育ちを支える資料を「保育所児童保育要録」として送付することになりました。

これは、保育所での子どもたちの育ちを、それ以降の生活や学びへとつなげるもので、小学校においての子どもたちの育ちを支え、子どもの理解を助けるものとなる資料です。

児童虐待について

虐待は、子どもに対する極めて重大な人権侵害です。
保育所は、早期発見と通告の義務があります。

安全について

事故を予防する為、過去のけがの記録等を参考にして、危険場所を把握し、けがに至らない事例についても検証を進め、ヒヤリ・ハットマップに表示し、事故の防止、再発防止に努めています。

子育て支援

ファミリー・サポート・センター TEL777-0941

(平塚 724 社会福祉協議会内)

子育ての援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人を会員とした組織で、会員同士が助け合い、安心して育児ができるよう支援しています。

(保育園、幼稚園等への送迎・登所前、降園後のお子さんを預かる・学校の放課後、学童保育終了後にお子さんを預かる・育児者が病気、出産等臨時的、突発的に育児が出来ないお子さんを預かる・その他やむを得ない事情により一時的にお子さんを預かる)

対象年齢 (0才～小学6年生)

時間 (7:00 ～ 19:00)

電話相談

市立保育所では市民向け育児電話相談を受け付けています。

市立保育所では、子育てに関する不安や悩みをお持ちの保護者を対象に、保育士による育児相談を行っています。

睡眠、食事、身体発達、言語、情緒など、日ごろの子育ての中で心配なことがありましたら、ご利用ください。

相談日・時間

毎週月曜日から金曜日 午後 1 時から 3 時まで

ビデオ・写真撮影について

保育士の研修等で使用するため、ビデオや写真撮影を行うことがあります。
児童の普段の様子を写真撮影し、廊下や教室に掲示することがあります。
なお、行事の時などお子様の様子を撮影した写真等(他のお子様が写っている場合もありますので)SNS等に投稿せず、個人で楽しんでください。

意見、要望について

保育所を利用するにあたりまして、保育所が提供するサービス(保育所が行う保育内容)について、お気づきのこと、改善してほしいことがございましたら、遠慮なくお申し出ください。保育所では「利用者の意見・要望等の相談解決実施要領」に基づき、中立公正に対応いたします。また、意見箱を設置し、利用者の皆様からご意見等を伺っております。

苦情受付担当者は以下のとおりです。

苦情解決第3者の立ち合い、助言が必要な場合は所長、主任保育士にその旨を申し出てください。

苦情受付担当者…主任保育士

苦情解決責任者…所長

苦情解決総括責任者…上尾市保育課課長

苦情解決第三者委員…小杉道郎、藤波政明、甲原裕子

保育所の自己評価

保育所では、自らの保育を職員間で振り返ることにより、乳幼児期の子どもの成長・発達を支える保育の専門機関として、ひとり一人の子どもへの理解を深め、保護者との信頼関係を築き、保育の質の向上を図る目的で行なっています。また、2019年度には第三者評価を受けました。結果は3月の園だより、園内の掲示でお知らせいたします。

個人情報保護について

お子さんやご家族の皆さんの個人情報の取り扱いに、十分気をつけております。
配布物や掲示物に個人情報が流出しないよう十分に注意し、個人記録等の持ち出し禁止、知りえた情報を他に漏らすことのないように徹底しております。

「赤ちゃんの駅」の設置について

赤ちゃん駅とは、誰でも自由におむつ替えや授乳が行えるスペースの愛称です。上尾市内の公共施設には「赤ちゃん駅」が設置されています。
上平保育所にも平成22年から設置されており、赤ちゃんのおむつ替え用マットを用意してあります。

変更事項届出一覧表

変更事項届出一覧表

次のような場合には、保育所又は保育課に届出をしてください。

1. 家族の状況に変更があった場合の届出

	内容	提出書類	提出期限
①	住所の変更	支給認定変更申請書	変更を適用 させたい月の 前月20日 まで。
②	氏名の変更	支給認定変更申請書	
③	家族構成に 変更がある 場合	妊娠・出産	
		支給認定変更申請書	
		母子手帳の出産(予定日)が分かるページのコピー	
		結婚	
		支給認定変更申請書	
		①配偶者の就労証明書 ②配偶者の住民税課税証明書	
		離婚	
		支給認定変更申請書	
		同居家族増	
		支給認定変更申請書	
		死亡	
		支給認定変更申請書	
	税額(所得税・住民税)に 変更があった場合	支給認定変更申請書	
	勤務内容(会社、勤務場 所・時間・日数)が変わっ たとき	支給認定変更申請書と就労証明書 ※利用時間(保育標準時間・保育短時間)の変更を希望する場合は、申請 書にその旨を記入	
	育児休業を取得・復帰した	取得…休業期間が明記された就労証明書 復帰…就労証明書	

2. 保育所入所要件(保育が必要な条件)に該当しなくなった場合の届出

保育所入所要件に該当しなくなった場合は、原則退所となります。**保育の実施解除申出書**をご提出ください。

継続して保育が必要な場合は、新たに「保育が必要なことの証明書(就労証明書、診断書等)」が必要となります。

	入所要件非該当事由	保育所入所継続要件
①	仕事を辞めたとき	入所要件非該当後、支給認定変更申請書及び誓約書を提出し、2ヵ月以 内に保育が必要なことの証明書を提出。
②	傷病者が回復し、保育ができる状態になったとき	
③	出産要件入所で出産後3ヵ月経過するとき	出産後3ヵ月末までに保育が必要なことの証明書を提出※1

※1 仕事をしていた方が出産に伴い、仕事を辞めた場合、出産予定日の3ヵ月前より保育所入所要件が「出産」となります。
出産後3ヵ月までに証明書を提出されない場合は、退所となりますのでご注意ください。

○育児休業中の保育所入所制限について

現在入所中の児童については、原則として育児休業の対象となった児童が1歳6ヵ月になる月の月末までが入所期限です。
入所継続の条件としては、入所期限の翌月中に復帰することが必要となります。

その他ご不明な点等ございましたら、上尾市役所保育課までお問合せください。

「災害共済給付制度」について

保育所の管理下でけがをして医療機関を受診した時

原則

窓口支払総合計が、
¥1,000 以上だった場合



(独)日本スポーツ振興センターの医療費給付を申請する。

概要

保育所の管理下における児童の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生したときに、災害共済給付金(医療費、障害見舞金、死亡見舞金)の支給を行うもので、その運営に要する経費を、国・保育所設置者(上尾市)・保護者の三者の負担による互助共済制度です。

給付対象

保育所管理下(登所、降所時含む)におけるけがにより、医療機関にかかり、その窓口支払総合計が ¥1,000 以上(再診分合算、薬剤費含む。保険外費用は対象外)である場合。

給付額

医療費総額の自己負担分(2割)を一度窓口でお支払いいただきますが、後日、指定口座に医療費総額の4割が支給されます。

◎例：初診料、再診料及び薬剤費を含む医療費総額が¥5,000であった場合

(医療機関で)保護者には、自己負担分の¥1,000(2割)を窓口でお支払いいただきます。

(後日振込で)センターから、自己負担分¥1,000+お見舞金¥1,000=¥2,000

(総額の4割)が支給されます。

※その他、障害見舞金、死亡見舞金の給付があります。

掛金

児童1人の掛金は年間365円ですが、保護者の掛金は240円です。設置者が125円負担します。

例外

窓口支払総合計が、
¥1,000 未満だった場合

上尾市「こども医療費」の支給を申請する。

上尾市「こども医療費」とは…

概要

こどもが、医療機関などで保険診療を受けた場合、自己負担した医療費の一部を助成する制度です。15歳に達する日以降の3月末日まで対象になります。

支給対象

各医療保険制度の自己負担額

※ 保険外費用は支給対象外です。詳しくは、上尾市子ども支援課にご確認ください。

請求方法

- ① 上尾市子ども支援課で「こども医療費受給資格証」の発行を受けてください。
- ② 診療月の翌月以降に所定の申請書と領収書を上尾市子ども支援課に提出してください。後日、指定口座に振り込みます。

◎お願い◎

- ① 医療機関への再診の付き添いは保護者の方をお願いしております。保育所の人員にも限りがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- ② 市の条例により、原則的にこども医療費助成制度を適用せず、一度窓口払いを行っていただきます(「(独)スポーツ振興センター」の欄参照)。
- ③ 治癒後、窓口支払総合計が¥1,000未満だった場合は、領収書が必要となりますので、保存しておいてください(「上尾市こども医療費」の欄参照)。

※ 医療機関の窓口支払い額にかかわらず、選定療養費(高度・専門医療を行う200床以上の病院を受診するときに係る費用)は、スポーツ振興センター医療費給付・こども医療費いずれも対象とはなりません。

上平保育所駐車場利用のきまり

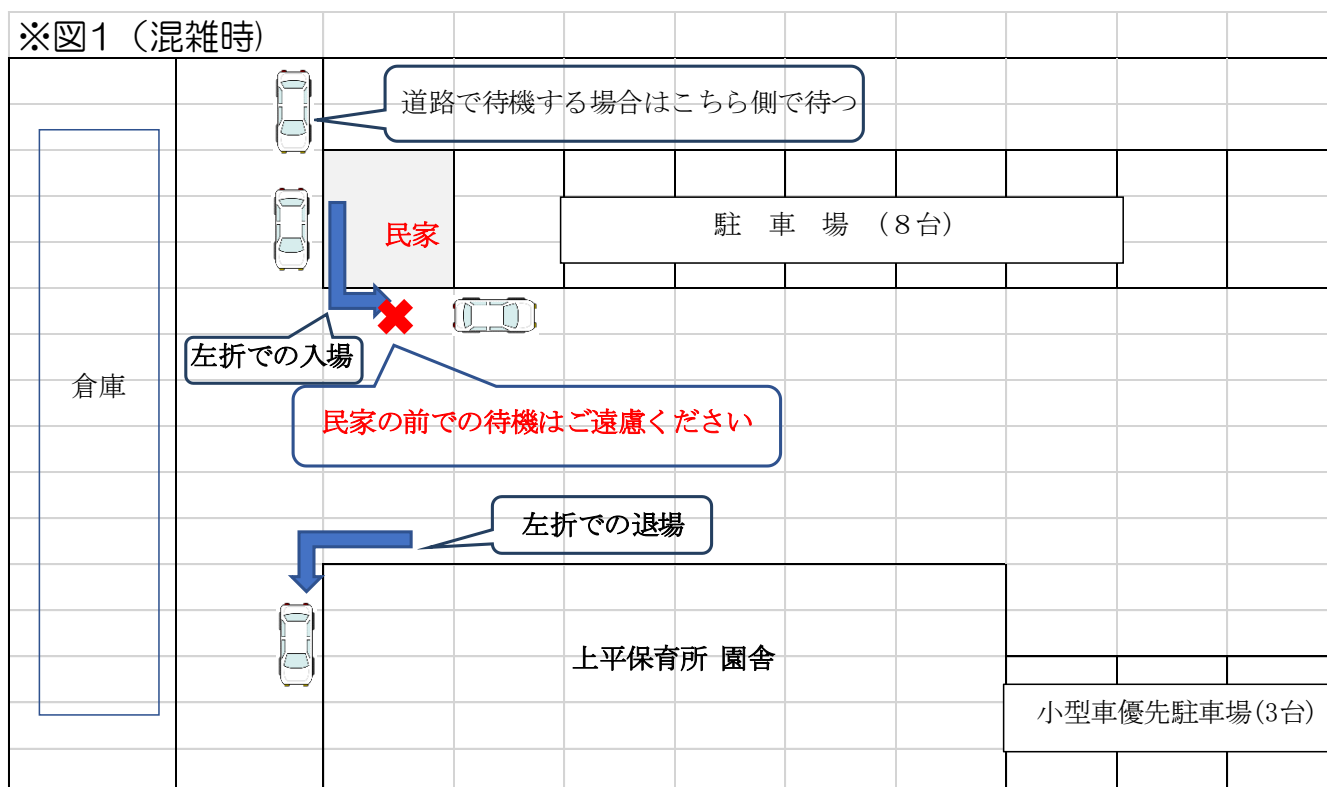
1.駐車場の利用者について

利用者とは、次の場合に該当する方をいいます。

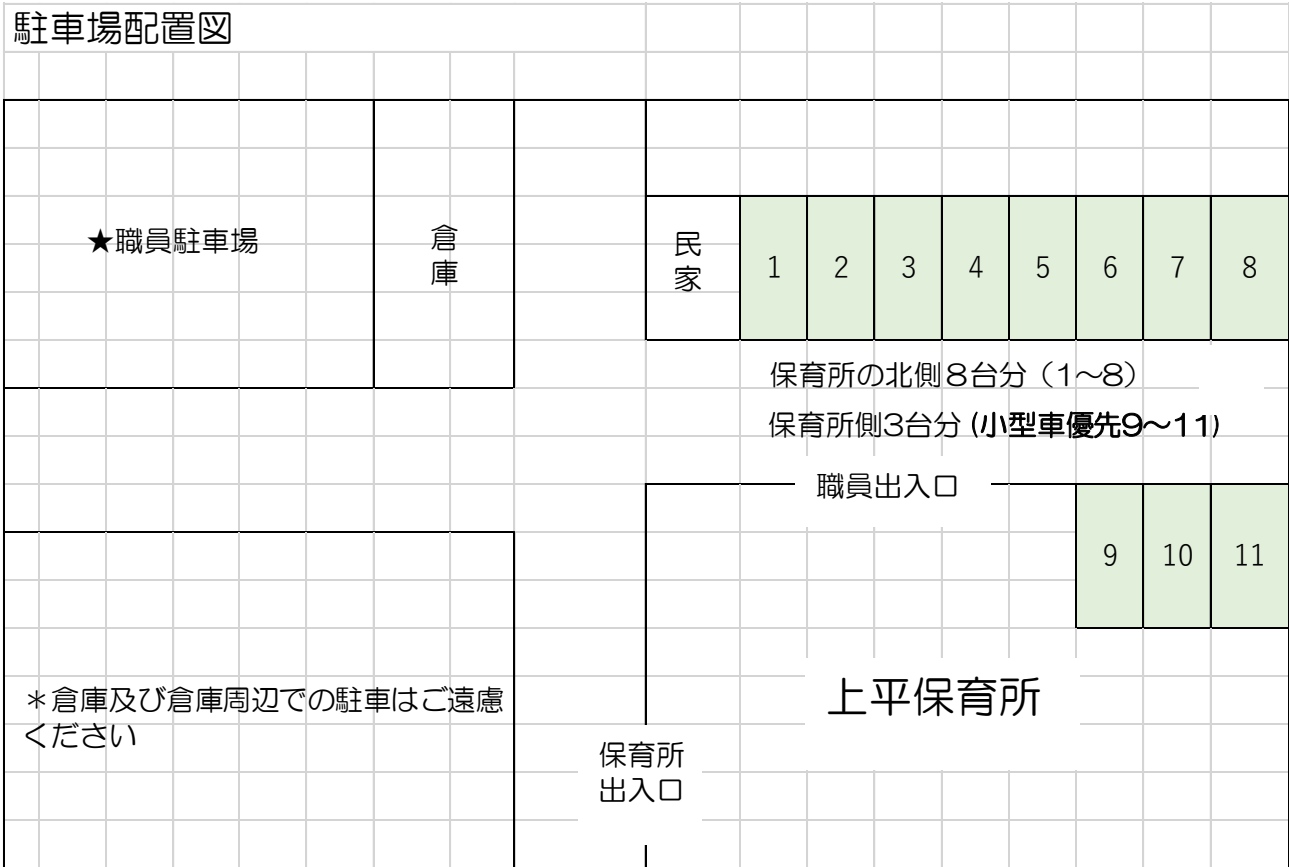
- (1) 常に園児の送迎のため自動車を利用する方
- (2) 雨および悪天候等に自動車を利用し、送迎する方
(臨時的に自動車送迎の方もふくみます。)

2.駐車場のルール

- (1) 混雑時は他の車両交通の妨げにならないよう、また安全面から左折で入退場をする。(※図 1 参照)
- (2) 送迎はすみやかに行う。
- (3) 行事時の駐車場の利用は、許可が有る方のみ。
- (4) 駐車場の混雑で認定時間(標準・短)を過ぎる場合はご連絡ください。



4、自動車の駐車場場所について



* 保育所の北側 8 台分,保育所側 3 台分です。（1～11 のところです）

限られたスペースです。みんなが安全に気持ちよく利用できるよう、ルール、マナーを守って利用してください。

杉の子会及び保育所は、駐車場でのトラブルについて責任を負いません。

平成 10 年 4 月 1 日改正
 平成 11 年 4 月 1 日改正
 平成 17 年 4 月 1 日改正
 平成 25 年 4 月 20 日改正
 平成 28 年 4 月 16 日改正
 令和 2 年 4 月 1 日改正

*** 埼玉県農業共済組合で駐車場を 3 台お借りしています。**
 （入口を入れて左側 3 台分です。）
 利用は次の時間帯のみです。
 平日（月～金）午前 8：00～午前 9：00
 午後 4：00～午後 5：00

上平保育所 おさんぽマップ

